

## 瀬戸市放課後学級事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、放課後における児童の健全な育成を図るため、放課後等に学校施設を利用して異年齢児が自由に遊ぶこと、又は体験活動に参加することにより、子どもの自主性、創造性及び社会性を育み、地域住民との交流を通して、地域と一体となって子どもを見守ることができる施設（以下「放課後学級」という。）の運営（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は、国の定める新・放課後子ども総合プラン(平成30年9月14日付け30文科生第396号文部科学省生涯学習政策局長ほか通知)に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)と一体的に実施するよう努めなければならない。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は瀬戸市とし、その運営については社会福祉法人その他の法人、団体又は個人に委託するものとする。この場合において、本事業の委託先は、前条第2項の規定により一体的に実施する放課後児童クラブがあるときは、当該放課後児童クラブの委託先と同一のものを選定するものとする。

### (対象児童)

第3条 放課後学級の対象児童は、原則当該放課後学級が所在する学校に通学する児童のうち、参加の登録をした児童（以下「登録児童」という。）とする。この場合において、当該学校

以外の学校に通学する児童が、参加の登録をした場合は、当該児童を対象児童とみなす。

- 2 前項の参加の登録は、放課後学級の利用を希望する児童の保護者が前条前段の規定により委託を受けたもの（以下「受託者」という。）に申込書を提出することにより行う。

（児童数）

第4条 一日に放課後学級を利用することができる児童の数は、各放課後学級に40人以下（にじの丘小学校の放課後学級については80人以下）とする。ただし、利用希望者数に応じて、受入れ人数は柔軟に対応することとし、利用希望者が多く、受入れが困難な場合で、受入れの優先順位、方法及び内容の決定又は変更を行うときは、受託者は、市の承認を得なければならない。

（実施日及び実施時間）

第5条 本事業は、次の各号に掲げる日を除いて実施し、その実施日数は、原則として一年度内につき250日未満とする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、本事業の実施日を変更することができる。

- 3 本事業の実施時間は、次に掲げるとおりとし、1日4時間以内（瀬戸市学校管理規則（昭和34年瀬戸市教育委員会規則第1号）第3条第3号から第7号までに定める休日及び休業日（以下「長期休業日」という。）であって、特に必要な場合は

8時間以内) (準備、片付け等に要する時間を含む。)とし、放課後学級の開設時間は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

- (1) 長期休業日以外 授業終了後から午後5時30分まで
- (2) 長期休業日 午前9時30分から午後5時30分まで

4 前項の規定にかかわらず、市長は、本事業の実施時間を変更することができる。

(事業の内容)

第6条 受託者は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 児童の安全・安心な活動拠点の確保
- (2) 児童の幅広い遊び、異年齢交流及び学習支援の機会の提供
- (3) 様々な交流又は活動を通して、児童の自主性、社会性及び創造性を培う交流活動並びに地域住民との交流の促進
- (4) 保護者との情報共有・各種連絡の実施
- (5) 学校又は移動児童館との連携及び放課後児童クラブとの交流
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成上必要な活動  
(実費負担)

第7条 受託者は、本事業を実施するために、登録児童の傷害保険料、材料費等の実費に限り、当該登録児童の保護者から徴収することができるものとする。

(受託者の遵守すべき事項)

第8条 受託者は、次に掲げる事項を遵守し、本事業を行うものとする。

- (1) 本事業は、市が実施主体の事業であることを念頭に置き、

公平な運営を行い、特定の者に対して有利又は不利となる運営をしないこと。

- (2) スポーツクラブ若しくは学習塾事業を営むものでないこと、又は公共性に欠ける活動若しくは運営をしていないこと。
- (3) 政治的又は宗教的な組織に属するものでないこと。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第28号）を遵守し、情報公開及び個人情報保護に関する規程を定め、事業に携わる全ての職員や利用者に周知すること。
- (5) 業務の遂行に必要な各種規程が無い場合は、市の関係規程に基づき、又は準じて業務を実施すること。
- (6) 災害時、そのおそれがある場合その他の児童の安全を確保しなければならない場合に行われる市の要請に、速やかに従うこと。
- (7) 利用者からの苦情、活動時間内の事故等については、事実を確認の上、直ちに対応するとともに、記録を残し、市へ報告すること。
- (8) 被虐待児童、家庭の養育に不安のある児童等の特に配慮を要する児童の利用について配慮すること。
- (9) 利用児童に虐待が疑われる場合は、市に通報をし、見守り、情報提供をする等協力すること。

（受託者の責務）

第9条 受託者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 第3条第2項の申込書等の書類について、所定の様式を定め整備すること。

- (2) 放課後学級を実施した日の当日当該放課後学級に参加した登録児童の数を把握し、毎月その参加人数を市に対し報告すること。
- (3) 市が別に定める事業計画書及び実績報告書の提出を行うこと。
- (4) 登録児童については、レクリエーション保険等の傷害保険に加入すること。
- (5) 児童の安全な活動が確保できるように、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（平成27年3月31日総合教育政策局長・初等・中等教育局長決定）の別紙2に規定する統括的な地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員及び協働活動サポーター、ボランティア等の適切な人員配置をすること。また配置される人員の資質の向上に努めること。
- (6) 工作教室、運動プログラム等の体験教室を週2回以上行うこと。この場合において、放課後学級便りを月1回程度発行する等により、保護者に当該体験教室の内容、スケジュール等を周知すること。
- (7) 放課後児童クラブと連携し、放課後学級が実施する体験教室等に放課後児童クラブの児童が参加できるようにすること。
- (8) 地域住民と登録児童が、遊びを通じて交流できるよう、週2回以上地域住民をボランティアとして受け入れ、又は体験教室の講師等に活用し、地域とともに放課後学級を運営すること。
- (9) 放課後学級に使用する施設の清掃、点検、開錠、施錠及び当該施設の鍵の管理を行うこと。

- (10) 事故及びけがを含む緊急時対策、感染症対策並びに防犯及び防災対策を講じるとともに、各種の警報発令時の対応について、マニュアル等を作成し、職員及び利用する者に周知徹底するとともに、定期的に避難訓練等を実施すること。
- (11) 学校及び家庭との連絡を密に行い、利用する児童の受渡し等について十分連携をし、利用する児童の安全を図ること。
- (12) 学校、家庭、地域等との連携を図り、情報共有と相互理解に努めること。
- (13) 利用の手引きを作成し、市の承認を受けた上で、保護者に利用上の留意点を周知徹底すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市の指示に従うこと。

(費用)

第10条 受託者は、本事業にかかる費用について、放課後学級毎に独立した会計を設けるものとする。

2 第2条に規定する本事業の運営の委託に係る委託料は、市の予算の範囲内において、放課後学級運営業務委託に係る算定基準（平成26年4月1日制定）に基づき支払うものとする。

3 受託者は、放課後学級で使用する部分に係る市の施設の電気料金、上下水道料金等の光熱水費を市に納入するものとする。

(報告等)

第11条 市長は、本事業の実施状況を把握するため、受託者に対し、放課後学級に関する文書の提出、状況の報告等を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、放課後学級の実施に関

して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。